

平成15年3月期 個別中間財務諸表の概要

上場会社名 株式会社 みずほホールディングス 上場取引所(所属部) 東証市場第一部
(株式会社 みずほ銀行分) 大証市場第一部

コード番号 8305 本店所在都道府県 東京都
(URL <http://www.mizuho-fg.co.jp/>)

株式会社 みずほホールディングス

代表者 取締役社長 前田 晃伸 (問合せ先) 主計部 部長 畠山 督 TEL (03)5224-2030

株式会社 みずほ銀行

代表者 取締役頭取 工藤 正 (問合せ先) 主計部 次長 船木 信克 TEL (03)3596-1111

株式会社みずほ銀行		中間配当制度の有無	有
中間決算取締役会開催日	平成14年11月25日	単元株制度採用の有無	有(1単元 1,000株)

1. 14年9月中間期の業績(平成14年4月1日~平成14年9月30日)

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

(1) 経営成績

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
14年9月中間期	640,702	(-)	46,599	(-)
13年9月中間期	-	(-)	-	(-)
14年3月期	-		-	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
14年9月中間期	17,754	(-)	4	70
13年9月中間期	-	(-)		
14年3月期	-			

(注) 期中平均株式数については別紙ご参照。

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金		1株当たり 年間配当金	
	円	銭	円	銭
14年9月中間期	0	0		
13年9月中間期				
14年3月期				

(注) 上記配当金は普通株式配当金であり、優先株式配当金については別紙ご参照。

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本 比率	1株当たり 株主資本	単体自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
14年9月中間期	71,231,187	2,154,865	3.0	346 81	(速報値) 10.31
13年9月中間期	-	-	-		-
14年3月期	-	-	-		-

(注) 期末発行済株式数については別紙ご参照。

2. 15年3月期の業績予想(平成14年4月1日~平成15年3月31日)

業績予想については、株式会社みずほホールディングスの中間決算短信を参照願います。

1株当たり配当金

	14年9月中間期		13年9月中間期		14年3月期	
	中間		中間		年間	
	円	銭	円	銭	円	銭
普通株式	0	0	—	—	—	—
第一回優先株式	0	0	—	—	—	—
第二回優先株式	0	0	—	—	—	—
第三回優先株式	0	0	—	—	—	—
第四回優先株式	0	0	—	—	—	—
第五回優先株式	0	0	—	—	—	—
第六回優先株式	0	0	—	—	—	—
第七回優先株式	0	0	—	—	—	—
第八回優先株式	0	0	—	—	—	—
第九回優先株式	0	0	—	—	—	—

株式数及び株式の種類

		普通株式	第一回第一種 優先株式	第二回第二種 優先株式	第三回第二種 優先株式	第四回第四種 優先株式
期末発行済株式数	14年9月中間期	株 3,776,704,101	株 14,190,000	株 43,000,000	株 43,000,000	株 64,500,000
期中平均株式数	14年9月中間期	株 3,776,704,101	株 14,190,000	株 43,000,000	株 43,000,000	株 64,500,000
1単元の株式数		1,000株	1,000株	1,000株	1,000株	1,000株

		第五回第五種 優先株式	第六回第六種 優先株式	第七回第七種 優先株式	第八回第八種 優先株式	第九回第九種 優先株式
期末発行済株式数	14年9月中間期	株 85,500,000	株 71,250,000	株 71,250,000	株 18,200,000	株 18,200,000
期中平均株式数	14年9月中間期	株 85,500,000	株 71,250,000	株 71,250,000	株 18,200,000	株 18,200,000
1単元の株式数		1,000株	1,000株	1,000株	1,000株	1,000株

(参考)

「14年9月中間期の業績」指標算式

1株当たり中間(当期)純利益 …… {中間(当期)純利益 - 優先株式配当金総額} / 期中平均普通株式数

1株当たり株主資本 …… {(中間)期末株主資本 - (中間)期末発行済優先株式数 × 発行価額} / (中間)期末発行済普通株式数

第1期中(平成14年9月30日現在)中間貸借対照表

株式会社みずほ銀行

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,488,854	預 金	51,307,009
コ ー ル ロ ー ン	6,600,000	譲 渡 性 預 金	2,361,240
債券貸借取引支払保証金	1,410,483	債 券	5,066,208
買 入 手 形	1,221,100	コ ー ル マ ネ ー	1,524,400
買入金銭債権	1,095,703	売 現 先 勘 定	999
特定取引資産	1,214,842	債券貸借取引受入担保金	491,313
金 銭 の 信 託	687	売 渡 手 形	1,708,800
有 価 証 券	9,707,755	特 定 取 引 負 債	1,105,569
貸 出 金	40,127,023	借 用 金	1,687,457
外 国 為 替	150,446	外 国 為 替	15,723
そ の 他 資 産	1,534,946	そ の 他 負 債	1,284,963
動 産 不 動 産	1,253,908	賞 与 引 当 金	10,940
債券繰延資産	1,964	債 権 売 却 損 失 引 当 金	46,733
繰 延 税 金 資 産	848,047	特 定 債 務 者 支 援 引 当 金	32,400
支 払 承 諾 見 返	2,238,284	特 別 法 上 の 引 当 金	2
貸 倒 引 当 金	662,787	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	194,274
投 資 損 失 引 当 金	70	支 払 承 諾	2,238,284
		負債の部合計	69,076,321
		(資本の部)	
		資 本 金	470,000
		資 本 剰 余 金	933,941
		資 本 準 備 金	933,941
		利 益 剰 余 金	478,974
		利 益 準 備 金	135,749
		任 意 積 立 金	279,190
		中 間 未 処 分 利 益	64,034
		中 間 利 益	17,754
		土 地 再 評 価 差 額 金	309,418
		株 式 等 評 価 差 額 金	37,468
		資本の部合計	2,154,865
資産の部合計	71,231,187	負債及び資本の部合計	71,231,187

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間期末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。また、満期保有目的の債券はありません。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | |
|---|---|--------|
| 建 | 物 | 3年～50年 |
| 動 | 産 | 2年～20年 |
7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 債券繰延資産は、次のとおり償却しております。
- （1）債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。
- （2）債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
9. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 外貨建取引等の会計処理につきましては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）を適用しております。
- なお、当中間期は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海

外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は963,194百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

14. 債権売却損失引当金は、(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
 15. リ・ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ・ス取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 16. ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。
- また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
18. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金	2百万円	金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。
-------------	------	-----------------------------
19. 動産不動産の減価償却累計額 630,340百万円

20. 動産不動産の圧縮記帳額 125,037百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は149,300百万円、延滞債権額は1,286,040百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は52,404百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は782,658百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,270,404百万円であります。
 なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は816,205百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	999	百万円
有価証券	3,689,622	
貸出金	4,065,311	

担保資産に対応する債務

預金	373,147	百万円
コールマネー	765,700	
売現先勘定	999	
債券貸借取引受入担保金	491,313	
売渡手形	1,708,800	
借入金	2,227	

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」34百万円及び「有価証券」997,286百万円を差し入れております。

子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「動産不動産」のうち保証金権利金は104,380百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は313百万円であります。

27. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は196,786百万円、繰延ヘッジ利益の総額は102,550百万円であります。
28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,625,036百万円が含まれております。
30. 特定取引資産、特定取引負債及び有価証券に時価を付したことにより増加した純資産額は、11,764百万円です。
31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマースナル・ペーパーが含まれております。以下34.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間貸借対照表計上額	29,141 百万円
当中間期の損益に含まれた評価差額	13

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社・子法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

関連法人等株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
関連法人等株式	163,604百万円	83,267百万円	80,336百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	932,946百万円	868,694百万円	64,252百万円	48,557百万円	112,809百万円
債券	7,548,559	7,558,649	10,090	18,386	8,296
国債	7,406,854	7,412,347	5,492	13,737	8,244
地方債	88,686	92,906	4,220	4,220	-
社債	53,018	53,395	377	429	52
その他	101,874	95,041	6,832	591	7,424
合 計	8,583,380	8,522,385	60,994	67,536	128,530

なお、上記の評価差額に繰延税金資産23,525百万円を加えた金額 37,468百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

32. 当中間期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
9,514,570百万円	56,867百万円	4,598百万円

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	163,785百万円
関連法人等株式	178,667
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	95,490
非上場外国証券	10,016
非公募債券等	554,644

34. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	1,753,659百万円	3,138,986百万円	3,220,644百万円	2百万円
国債	1,713,469	2,648,843	3,050,034	-
地方債	9,734	109,268	113,236	-
社債	30,455	380,875	57,373	2
その他	2,383	5,501	14,671	144
合計	1,756,043	3,144,488	3,235,316	147

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
中間貸借対照表計上額	687百万円
当中間期の損益に含まれた評価差額	-

なお、上記目的以外の金銭の信託はありません。

36. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計1,466百万円含まれております。

現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は79,024百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは1,331,447百万円であります。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,991,518百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,925,989百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

第1期中 (平成14年4月 1日から) 中間損益計算書
平成14年9月30日まで

株式会社みずほ銀行

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	640,702
資 金 運 用 収 益	412,248
(うち貸出金利息)	350,320
(うち有価証券利息配当金)	44,245
役 務 取 引 等 収 益	89,608
特 定 取 引 収 益	17,959
そ の 他 業 務 収 益	75,215
そ の 他 経 常 収 益	45,669
経 常 費 用	594,102
資 金 調 達 費 用	50,044
(うち預金利息)	21,100
(うち債券利息)	6,428
(うち債券発行差金償却)	1,955
役 務 取 引 等 費 用	27,820
そ の 他 業 務 費 用	14,205
営 業 経 費	324,669
そ の 他 経 常 費 用	177,363
経 常 利 益	46,599
特 別 利 益	355
特 別 損 失	12,349
税 引 前 中 間 利 益	34,605
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	257
法 人 税 等 調 整 額	16,593
中 間 利 益	17,754
前 期 繰 越 損 失	337,754
会 社 分 割 に よ る 未 処 分 利 益 の 増 加 額	382,712
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	1,322
中 間 未 処 分 利 益	64,034

- 注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については当期首と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- 3 . 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益25,055百万円及び株式等売却益4,529百万円を含んでおります。
- 4 . 「その他経常費用」には、貸出金償却97,629百万円、株式等償却18,565百万円及び債権売却損失引当金繰入額16,999百万円を含んでおります。
- 5 . 「特別損失」には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額9,594百万円を含んでおります。